

消費税の使途

消費税の税率は、平成26年4月に5%から8%、令和元年10月には8%から10%に引き上げられました。税率の引上げにより増収となる地方消費税（※）収入については、地方税法の規定により、社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化に対処するための施策）・その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとされています。

令和7年度決算の地方消費税交付金は183億円、うち税率引上げによる増額分は114億円であり、その使途は以下のとおりです。

（単位：百万円）

事業		令和7年度 決算額	財源内訳		
			特定財源	一般財源	うち地方消費税交付金（引き上げ分）
社会福祉	障がい者福祉事業	344	326	17	4
	高齢者福祉事業	859	632	226	47
	児童福祉事業	19,997	6,456	13,540	2,830
	幼児教育・保育事業	36,895	21,150	15,745	3,291
	生活保護事業	24,109	5,389	18,720	3,913
社会保険	国民健康保険事業	7,019	4,016	3,003	628
	介護保険事業	10,319	10,159	160	34
	後期高齢者医療事業	10,426	9,055	1,371	286
保健衛生	疾病予防対策事業	4,488	4,202	286	60
	その他保健衛生事業	2,877	1,434	1,444	302
合 計		117,333	62,820	54,513	11,393

（端数調整の関係上、合計が一致しない場合があります。）

※ 地方消費税：消費税は、国の消費税と地方消費税に分かれます。それぞれの税率は以下のとおりです。

税率	国の消費税	地方消費税
5%	4.0%	1.0%
8% (H26.4～)	6.3%	1.7%
10% (R1.10～)	7.8%	2.2%